

令和4年4月理事会議事録

- 1 開催日時 令和4年4月25日（月） 15時00分 ～ 15時53分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- | | |
|-------------------|---------|
| 理 事 長 | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事 | 神 山 浩 一 |
| 公 益 代 表 理 事 | 山 本 光 昭 |
| 同 | 佐 藤 裕 一 |
| 保 険 者 代 表 理 事 | 木 倉 敬 之 |
| 同 | 鳥 海 孝 治 |
| 同 | 長 尾 健 男 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事 | 古 川 大 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 猪 口 雄 二 |
| 同 | 松 本 吉 郎 |
| 同 | 松 本 純 一 |
| 同 | 遠 藤 秀 樹 |
| 公 益 代 表 監 事 | 塔 下 和 彦 |
| 保 険 者 代 表 監 事 | 吉 田 雄 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事 | 新 谷 信 幸 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰 |
| 常 任 顧 問 | 山 崎 章 一 |
| 参 与 | 安 部 好 弘 |
- 4 議 題
- 1 議事
役員の選任（案）
 - 2 支払基金改革の進捗状況
 - 3 報告事項
 - (1) 行政改革推進会議「社会保障（社会保険診療報酬支払基金の在り方等）チーム」による中間論点整理
 - (2) 令和4年度監事監査計画
 - (3) 令和4年度内部監査計画
 - (4) 役員選任の認可
 - (5) 社会保険診療報酬支払基金定款等の一部変更、令和4事業年度の事業計画及び収入支出予算並びに令和4事業年度の各特別会計の予算、事業計画及び資金計画等の認

可

(6) 公益代表役員の公募

4 定例報告

- (1) 令和4年度前期高齢者納付金徴収額及び交付金交付額等の決定状況
- (2) 令和4年2月審査分の審査状況
- (3) 令和4年3月審査分の特別審査委員会審査状況
- (4) 令和4年1月及び2月理事会議事録の公表

5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。

本理事会の議事録署名者として、木倉理事、松本吉郎理事にお願いをする。

また、本日は保険者代表の北原理事、被保険者代表の福田理事、安原理事が欠席である。この結果、本理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事総数15名のうち12名の出席を確認しているので、支払基金定款第21条第1項に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

まず、議題に入る前に、3月の理事会において被保険者代表の監事として選任をいただいた新谷信幸氏について、4月19日付をもって厚生労働大臣の認可を受け、本理事会から出席されているので、ご挨拶をいただく。

(新谷監事挨拶)

(理事長)

それでは、議題に入る。

まず最初に、役員の選任(案)についてお諮りする。

今般、保険者代表の伊藤彰久理事から退任したい旨申出があり、支払基金法及び定款の規定に基づき、所属団体に候補者の推薦を求めたところ、被保険者代表理事として、日本労働組合総連合会総合政策推進局生活福祉局長の小林司氏が推薦された。小林氏を理事に選任することとしてよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、理事に選任することとする。

役員を選任については、支払基金法において厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとなっており、直ちに厚生労働大臣に認可申請することといたしたい。

なお、小林司氏の任期については、支払基金定款第7条第1項において、前任者の残任期間となっており、令和4年8月26日までとなる。

次に、議題2支払基金改革の進捗状況について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

支払基金改革の進捗状況について、審査支払新システムの構築及びAIによる振分機能の実装、審査の差異の可視化レポート機能の導入、統一的なコンピュータチェックルールの設定、審査結果の不合理的な差異解消の取組、業務処理の標準化、業務改善プロジェクトチームによる徹底的な既存業務の棚卸しの実施、集約時の人事配置方針、支払基金の人員体制のスリム化、既存事務所の有効活用の令和4年1月理事会の報告以降の進捗状況を説明。

(理事長)

支払基金改革の進捗状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表監事)

スライド15の神奈川支部事務所の賃貸から売却へと基本方針の変更ということだが、資料にある売却した場合の売却収入が47.4億円から72.6億円と非常に幅が広いが、根拠ではないが、どのようなシミュレーションをされたのか理由を教えてください。

(事務局)

横浜市の条例により、跡地の活用方法に応じて容積率が違うことから、マンションのような住宅施設だと容積率は300%までとなり、一方で住宅施設に店舗、事務所等を併設する場合は、その倍の600%まで容積率が認められている。そのどちらを念頭に買手が入札してくるかということによって、この辺の大きな違いが出てくることを考慮し、幅を持った試算結果になっているものである。

(保険者代表監事)

用途地域的（都市計画法）には、オフィスビル、あるいは住宅だとか、

高さ制限とかもある。その辺り建築物の買手が制約をあまり受けない（用途地域）という理解でいいか。

（事務局）

制約はないということかと思うが、ただ、後の建物の対応によって、使い方は変わってくるということである。

（保険者代表監事）

了解した。

（理事長）

他に、質問、意見等があればご発言ください。

（質問・意見等なし）

続いて、報告事項(1)であるが、令和3年9月に行政改革推進会議の下に、社会保障（社会保険診療報酬支払基金の在り方等）チームが設置され、昨年12月に議論を踏まえた中間論点整理が取りまとめられ、本年の3月25日、行政改革推進会議において報告をされている。

この中間論点整理について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

行政改革推進会議「社会保障（社会保険診療報酬支払基金の在り方等）チーム」による中間論点整理について、働き方改革の推進（オンライン審査の拡大等による在宅勤務の拡大等）、データヘルスの促進のための体制整備、あわせて考慮すべき事項の主な提言内容を説明。

（理事長）

行政改革推進会議の下の社会保障チームによる中間論点整理について、質問、意見等があればご発言ください。

（保険者代表理事）

中間論点整理ということだが、現在、支払基金改革、今年度は佳境に入っているというところであり、それらを踏まえ、行政改革推進会議の中間論点整理の内容を、支払基金としては、今後どのように対応していくのか、スケジュール感も含めて今時点のお考え等々があれば、お聞かせ願いたい。

(事務局)

ご指摘いただいたように、この10月に拠点の集約という大改革を間近に控えている。今回の行政改革推進会議の議論、報告も、支払基金が大改革に今、直面をしていて、まずは目の前の課題をしっかりとこなそうとすることをしっかりと見守ろうと、それを応援していこうというものであり、総論で言うと、今我々が歩みを進めている改革に大きな変更を迫るという内容ではないと考えている。

我々としては、先ほども申し上げたかもしれないが、目の前に控えた拠点集約をしっかりと進めていく。また併せて職員が働きやすい、働き方改革をしっかりと進めていく。特に、行政改革推進会議の議論の中でも、職員に寄り添った改革ということについて、より一層配慮してほしいという議論も行われており、そういった点にも配慮をしながら改革を引き続き進めていく。改革の進捗状況をしっかりと説明することで説明責任を果たしていきたいと考えているので、特に、これによって大きくスケジュールが変わるとは考えているわけではない。

(保険者代表理事)

了解した。

いずれにしてもこれらに書かれていることについては、診療側、保険者側、基金側のほうも非常に大きな影響があると思うので、そういった状況は検討の進捗があった段階で、報告をいただきたいと思う。よろしく願います。

(理事長)

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

他に質問、意見等がないようであれば、報告事項の(2)令和4年度監事監査計画について公益代表監事から報告する。

(公益代表監事)

スライド23をご覧ください。

まず、監査方針については、公正中立な態度で、業務の適正かつ効率的・効果的な運営、並びに会計経理の適正の確保に努めること、そのために監事相互の連携、監査部・内部統制部門・会計監査人との連携を図り、諸会議への出席や文書の閲覧などを通じて実態把握と各種リスクの予知に努め、課題があれば積極的に提言を行うということを述べている。

監査計画については、業務監査のうちの本部監査、決算監査は従来どおり行いたいと思っているが、支部監査については、10月の組織体制の変更を踏まえ、運営の枠組みの見直しを行うことにしている。

次に、スライド25をご覧ください。その中の中段の表で説明する。

従来は、常勤・非常勤監事で行う支部監査に加え、常勤監事が単独で支部モニタリングという形で監査の捕捉を行っていたが、今年度下期以降は、審査事務の集約先となるセンター・分室は、常勤・非常勤4名によって実査を原則として行い、他方、組織が小規模となるセンター分室併設事務局以外の単独事務局については、常勤監事の私が原則WEBにて監査を行うこととしたい。

なお、上期については、支部に極力負担がかからないよう、実施内容とメニューを絞り込んだ上で、事務集約の進捗状況を中心に確認を行う予定である。

1ページ戻ってスライド24をご覧ください。

監査事項と監査における留意事項について記してある。

この2点については、昨年度からの変更点はない。いずれも押さえておくべき基本事項を列挙している。こうした基本を常に留意しつつ、今年度の監事監査業務を行ってまいりたいと考えている。

(理事長)

令和4年度監事監査計画について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に、報告事項の(3)令和4年度内部監査計画について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

令和4年度内部監査計画について、監査方針、令和4年度上半期、下半期の内部監査の取組を説明

(理事長)

令和4年度内部監査計画について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に、報告事項の(4)以下に入

る。

報告事項(4)役員選任の認可については、冒頭、新谷監事に係る大臣認可の報告をさせていただいた。次に報告事項(5)社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更、令和4事業年度の事業計画及び収入支出予算並びに令和4事業年度の各特別会計の予算、事業計画及び資金計画等の認可について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

社会保険診療報酬支払基金定款等の一部変更、令和4事業年度の事業計画及び収入支出予算並びに令和4事業年度の各特別会計の予算、事業計画及び資金計画等の厚生労働大臣の認可について説明。

(理事長)

いずれも理事会で議決をいただき、大臣認可が下りたものであるが、厚生労働省との認可に係る調整過程で、定款別表の中核審査事務センター等の名称を簡略化するなどの技術的な修正があった。今後は厚生労働省との事前の調整を十分行った上で、議決をいただくようにしていきたいと思う。

続いて、報告事項の(6)公益代表役員の公募について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

公益代表役員の公募について、公募ポスト、公益代表役員の公募にかかるスケジュール、選考委員会の構成等を説明。

(理事長)

公益代表役員の公募について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

説明したスケジュール案に従って、公益代表役員の公募を実施させていただきたいと思う。

続いて、定例報告に移る。

定例報告(1)令和4年度前期高齢者納付金徴収額及び交付金交付額等の決定状況について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

令和4年度前期高齢者納付金徴収額及び交付金交付額等の決定状況について説明。

(理事長)

前期高齢者納付金徴収額等及び交付金交付額等の決定状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に定例報告(2)令和4年2月審査分の審査状況について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

令和4年2月審査分の審査状況について説明。

(理事長)

令和4年2月審査分の審査状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に、定例報告の(3)令和4年3月審査分の特別審査委員会審査状況について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

令和4年2月審査分の特別審査委員会審査状況について説明。

(理事長)

特別審査委員会の審査状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、定例報告(4)令和4年1月及び2月理事会議事録の公表については、皆様に議事内容を確認いただいた上で、それぞれ議事録署名の方にご署名をいただいているので、支払基金ホームページに掲載したいと思う。

全体を通して、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、本日の理事会はこれをもって閉会とする。

次回の理事会については、5月30日月曜日午後3時から開催する予定としているのでよろしくお願い申し上げます。

令和4年4月25日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 木 倉 敬 之

診 療 担 当 者 代 表 理 事 松 本 吉 郎